

別記様式(第5条関係)

会 議 録 概 要

会 議 名	第1回 子どもの権利条例等検討委員会
開 催 日 時	令和6年5月31日 (金) 15時30分開会 16時30分閉会
開 催 場 所	庁舎4階 401会議室
主 宰 者 氏 名	子どもの権利条例等検討委員会
出 席 者 氏 名	町長・仲野委員・渡辺委員・加藤委員・八木澤委員・鷺渕委員 野村委員(学識者)・矢尾板委員(学識者)
欠 席 者 氏 名	飯塚委員
事 務 局 職 員	こども支援課 三室課長・中村
議 題 ・「(仮称)子どもの権利に関する条例」策定方針 ・子どもの意見聴取について	
会議結果 ・委員長 仲野委員 / 副委員長 飯塚委員 ・条例の策定については、町としての行動指針となる条例となるように検討すること ・子どもの意見聴取については、子どもの意見反映に変更し、条例の策定のみの意見聴取ではなく、継続的な取組として検討を続けること	
会議経過 別添のとおり	
会議資料 別紙のとおり ※傍聴5名	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果

	1 開会 2 町長挨拶 3 委嘱状交付（代表 野村委員） 4 委員長・副委員長選出 委員長・仲野委員 / 副委員長・飯塚委員 5 諮問 仲野委員長に対して、町長より諮問を行った 6 議題（議事進行 委員長） ①「（仮称）子どもの権利に関する条例」策定方針について、事務局から説明を行った。 スケジュール感としてかなり慌ただしい。ただ、議論を積み重ねていくことは大切だと思う。いろいろな意見交換をした上で、論点整理みたいなものを行い、少し論点を絞りながら議論を重ねていくということが時間のない中では非常に重要だと思う。その点をご配慮してほしい。 ・話し合いの中で論点を明確に持つこと ・ある程度出てきた意見を論点ごとに集約して、具体的に調整を図っていく 3 回目ぐらいにゴールに向けて整頓したものを出していけると助かる。
委員	条例に関して、理念条例という言葉が出てきたが、川崎市では 2000 年には制定されている。その当時は、やや抽象的な意味合いがあったが、今は「こども基本法」ができ、政府・与野党とも子どもの権利ということを躊躇なく使うようになってきている中で、「こども基本法」の枠組みを考えてみたときに、町が子どもの権利を推進していくための仕組みを根拠づけるような条例が必要なのかもしれない、と思っている。そういう仕組みを具体的に作っていく条例、どこを目指すのかを少し検討した方がいい。 子どもの権利（保障）を推進していくにあたり、大人が守っていく原則であるという条例を作り、子どもたちには自分たちにどのような権利があるのかということを知るための手法が必要。 実際に子どもの権利は何かということを手早く説明することは、大人にとっても難しい。自分にはどのような権利があるのかということが、子どもたちの中でストンと落ちてこない、子どもの権利保障はできないと思う。条例に表すか、子どもの権利条約にあるから表さないのか、その議論も必要。 また、中心になるのは子どもなので、子どもが自由に意見が言え、それを大人がきちんと聞き、大人と子どもの関係の中で大人が変わっていくような関係が必要である。意見聴取については、『はしごのような』という話があったが、今もう少し進んでおり、イギリスでは、ランディーモデル^{※1}というのがあり、 1. <u>空間</u>：子どもが意見や考えを形成し自由に表現できる空間と時間を提供する、安全で包摂的な機会が必要である。 2. <u>声</u>：子どもは意見表明のために、適切な情報を提供されるべきであり、自分が選んだメディアを使用できるべきである。 3. <u>聴き手</u>：子どもの意見は、それに基づいて行動する力と権限を持つ

		人々によって尊重され、真剣に聞かれなければならない。 4. <u>影響力</u>: 子どもの意見は最適に考慮されるべきであり、その結果や影響力の程度については、子どもは適切なタイミングでフィードバックを受けるべきである。 これらが重要となってくる。 子どもの意見を反映していく仕組みをどう組み込んでいくか、仕組みを作るために子どもが参加してくれなければならないので、(子どもが参加する)文化をどうやって作るのか、条例づくりの論点になると感じている。
委	員	条例策定に向けて、コンセプトをしっかりと委員会で議論されることが大切だと思う。
委	員	できるだけ具体的に子どもに直接関わっていくような、そういう議論も欲しい、また具体的にそういう仕組みを作って、行っていくことが望ましいという方向で今後の議論をしていきたいと思う
委	員	②子どもの意見聴取方法(案)について、事務局から説明があった。 いろいろな階層で子どもの意見を聞く場を設けたという提案があったが、このように 5 段階でいろんな立場の子どもや、いろいろな場所で様々な状況の子どもたちに意見を聞く場を設けていることは、すごくいいなと思った。特に、学校教育の関係から言うと、5 番目が関係していると思うが、各学校の代表にはなるかとは思いますが、人権については授業の中で学んでいるところもあるが、子どもの権利という言葉や内容についてはまだ理解不足のところもあるので、意見を 2 回聴取していくなかで学び、その中でどう変化していくのか、そうしたところは効果的なのではと思った。
委	員	前の資料にもどるが、子どもの定義の例で何歳未満となっているものがあつた。まず、三芳町では、何歳を対象としていくのかの議論があるかと思うが、高校生からも何か意見を求めるなら、(意見聴取に)ジュニアボランティアリーダーも入れてみては。
委	員	表記について、こども基本法では、『発達の過程にあるもの』をひらがな<u>こども</u>で表記しているが、法律上は子どもと若者を含む言葉である。子ども・若者政策推進法という(通称)子・若法があるが、それは、漢字の子にひらがなと、若者なので、こども基本法のことを考えると 18 歳を超えたところの若者世代をどう取り入れていくのかという事は、一つの課題になるかなとは思う。
委	員	この資料で気になったところがさっきの 18 歳までの子どもについてなのだが、三芳町では、高校生になると町の外に出てしまい、その意見を聴取するのが難しい。そこを何とかできればと思う。 また、小学生の意見については、もしかしたらまだ自分の気持ちが自分でよくわかっていないという、発達状況なのではと思い、中学生や高校生に、『小学生の頃に自分の意見を聞いてもらいたかったけど、聞いてもらえなかった、こんなことがあったな』というような、過去形の形での意見を

(事 務 局)	集めることもできないかと思った。 →これから聞く中で、小学生等なかなか言いづらい子まで取り込む方法はないなども、考えていきたいと思う。
委 員	この意見聴取について、公民館も Wi-Fi が繋がる予定なので、意見を聞くときに、中学生が集まったときにタブレットとか置いて、みんなが気軽に意見を上げられるような方法がいいなと思った。 また、子どもたちが主体となって実行経営委員会形式で実施する内容は、すごく面白そうだなと思った。子どもたち自身で作り上げていく方法が、一番いいとも思った。ジュニアボランティアリーダーも、一緒に入ると意見を言える。このスケジュールに合わせてできる手段考えて進めていくのが、いいと今の時点では思った。
委 員	条例作りのための意見聴取になっているが、これが先に繋がらないと意味がないので、先に繋がるようなことを考えた方がいい。タイトルとしても、意見の聴取はやめた方がいい。意見の反映でいいのではないかな。聴取とは、『単に聞かれるだけ』と感じてしまうので、全体をうまく表すのであれば聴取ではなく、『反映』に変更したほうがいい。
委 員	(意見聴取方法で)小学校 5 年生から中学校 3 年生までと対象範囲があるが、まとめて実施するか、小学生と中学生で分ける方法もあるのかと、いろいろなやり方がある。あとは、高校生をなかなか巻き込むというのは難しいと思うが、18 歳未満というところで捉えたとすれば、幅広く意見が聞けるので、方向性としては入っていた方がいいと思った。 内容についても、『子どもの権利条例についてこの素案はどうですか』となると、なかなか意見を出すことは難しい。子どもの権利とは何だろうというところで、これを友達に伝えるにはどうしたらいいか、周りの人たちに伝えていくにはどうしたらいいか、のようなアウトプットをイメージしながら理解を深めていけると、単に説明して意見交換というよりは、もう少し内容に関与してもらような仕組みをうまく入れていきながら、取組を進めていけたら、条例できた後も継続した事業になっていけばよいと思った。
委 員	市区町村という基礎自治体は、基本的に学校が公立中学までで、高校生は把握が難しい。ただ、大学に来ているゼミ生に聞くと、意外と地元愛があり、その想いをどういうふうに表示していいかわからない、どう関わっていいかわからない、という子どもたちが結構いると思うので、そうした子どもたちの受け皿になるような、何か取組がされるといいかなと思った。 その他 日程調整について、事務連絡を行った。 閉会